

国土交通省鉄道局同時発表

関東運輸局プレスリリース

令和元年5月9日

相鉄・JR直通線の旅客運賃（加算運賃）上限設定の認可について

平成31年2月26日付けで相模鉄道株式会社より申請のあった、相鉄・JR直通線の旅客運賃（加算運賃）上限設定については、4月25日に運輸審議会より「認可することが適当である」旨、答申が出されましたので、本日、国土交通省として認可いたしました。

鉄道の旅客の運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。認可にあたっては、同法16条第2項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされており、また、同法第64条の2に基づき、運輸審議会に諮らなければならないこととされています。

平成31年2月26日付けで相模鉄道株式会社より申請のあった、相鉄・JR直通線の旅客運賃（加算運賃）上限設定について、運輸審議会に諮ったところ、4月25日に「認可することが適当である」旨の答申が出されました。これを受け、本日、国土交通省としましても、旅客運賃（加算運賃）上限設定認可をいたしました。

<相模鉄道株式会社からの申請の内容>

1. 申請者

相模鉄道株式会社 代表取締役社長 滝澤 秀之
神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番14号

2. 旅客運賃（加算運賃）を設定する路線

相鉄・JR直通線 2.1km（西谷駅～羽沢横浜国大駅）

3. 申請内容

相鉄・JR直通線は、相鉄線西谷駅とJR東海道貨物線横浜羽沢駅付近までの区間に連絡線を新設し、連絡線を利用して相鉄線とJR線が相互直通運転されるものであり、その運賃について、相模鉄道が適用している基本運賃に以下の加算運賃を加えることとしたいという申請があったもの。

◆加算運賃の額

- ・普通旅客運賃 30円
- ・通勤定期旅客運賃（1か月） 1,140円
- ・通学定期旅客運賃（1か月） 430円

◆実施日 令和元年11月30日（土）

※加算運賃は、新線建設等にかかった設備投資費用の一部を利用者にご負担いただくため、相鉄・JR直通線利用の基本運賃に一定の金額を加算するものです。

<参考>

○鉄道事業法（昭和61年法律第92号）

（旅客の運賃及び料金）

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3～5 （略）

（運輸審議会への諮問）

第六十四条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 第十六条第一項の規定による旅客運賃等の上限の認可

二～五 （略）

【問い合わせ先】 関東運輸局鉄道部監理課

担当 内山・田中

電話 045-211-7239 FAX 045-212-2011

【配布先】 神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、
横浜海事記者クラブ